

伊予市公有財産等の売払いに係る暴力団排除措置に関する要綱

平成23年2月2日

告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、伊予市が所有する公有財産等の売払い（以下「公有財産等の売払い」という。）に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及び愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の排除に関して必要な措置（以下「排除措置」という。）を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、公有財産等の売払いの適正な実施の確保を図ることを目的とする。

(排除措置の対象者)

第2条 排除措置の対象となる者は、公有財産等の売払いの一般競争入札等（以下「入札」という。）における参加者（以下「入札参加者」という。）が暴力団及び次の各号のいずれかの事項（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当すると認められる場合とする。

(1) 入札対象財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとするもの

(2) 暴力団員等

(3) 次のいずれかに該当するもの

ア 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員等であるもの又は暴力団員等がその経営に実質的に関与しているもの

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等しているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

(4) 前各号に掲げるものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの
(入札対象財産の選定に関する情報交換)

第3条 市長は、公有財産等の売払いの入札を実施するときは、あらかじめ警察等関係機関に対し、当該公有財産等の概要、入札実施要領等の情報を提供し意見を聴くものとする。

(照会)

第4条 市長は、入札参加者に第2条に規定する排除措置の対象となる者で疑いのあるものについて、警察等関係機関に対し該当の有無を照会するものとする。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、前条の規定による照会に対し、警察等関係機関から暴力団排除措置事由に該当する旨の回答又は通知があったときは、入札参加資格の取消し、落札者の決定の留保その他必要な措置を講ずるものとする。

(落札後の連絡調整)

第6条 市長は、売り払った公有財産等が、その後の転売等により暴力団の事務所その他これに類する用途に使用されているおそれがあると認めるときは、警察等関係機関に対し、当該公有財産等の使用実態について、意見を聴くものとする。

2 市長は、売り払われた公有財産等が暴力団の事務所その他これに類する用途に使用されていたときは、契約解除等必要な措置を講ずるものとする。

(相互協力等)

第7条 市長は、公有財産等の売払いから暴力団等を排除するため、暴力団排除に係る事実の調査及び把握に努めるとともに、警察等関係機関と連携の下、積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、警察等関係機関に対し協力の要請を行うものとする。

(介入行為があったときの措置)

第8条 入札を実施する課の長（以下「入札実施課長」という。）は、入

札参加者から暴力団等による不当要求その他入札への介入行為があった旨の申出があったときは、警察等関係機関へ届け出るよう指導するとともに、警察等関係機関と協力して対応するものとする。

(情報の適正管理)

第9条 市長その他職員は、この要綱の規定に基づき知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(警察等関係機関との連携)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長と所轄の警察署長との間で別途定めるものとする。

(庶務)

第11条 この要綱の規定に基づく必要な手続に関する事務は、総務部財務課が所掌する。

附 則

この告示は、平成23年2月2日から施行する。